

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年十月二十七日から令和三年三月一日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和二年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ならファミリー  
所在地 奈良市西大寺東町二丁目四―一

二 変更のあった事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名  
（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

代表取締役 池谷 幹男

- （変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

代表取締役 長島 巖

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 届出書別表1（変更前） のとおり

（変更後） 届出書別表2（変更後） のとおり

三 変更年月日

二の1 令和二年四月一日

二の2 令和二年十月一日

四 届出年月日

令和二年十月十三日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和二年十月二十七日から令和三年三月一日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで